匿名医療保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七第二項の表の上欄に掲げる情報	同表の下欄に掲げる業務

［条を加える。］

第三十六条の三十の六の九　法第三十三条の二十三の三第二項の内閣府令で定めるものは、匿名障害児福祉等関連情報に係る連結対象情報とする。

［条を加える。］

第三十六条の三十の六の十　法第三十三条の二十三の六の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一　次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害児福祉等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ　匿名障害児福祉等関連情報に係る管理簿を整備すること。

ニ　匿名障害児福祉等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ　匿名障害児福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二　次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1)　第三十六条の三十の六の七第一号に該当する者

(2)　暴力団員等

(3)　匿名障害児福祉等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名障害児福祉等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三　次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ　匿名障害児福祉等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

ニ　匿名障害児福祉等関連情報を削除し、又は匿名障害児福祉等関連情報が記録された機器等を廃棄する場合には、復元不可能な手段で行うこと。

四　次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ　匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名障害児福祉等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。